

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日:令和2年8月24日)

開催日及び場所		令和2年6月16日(火曜日) 九州森林管理局4階 第2会議室			
委員		鹿瀬島 正剛(弁護士) 諏 佐 マリ(熊本大学法学部准教授) 土田 華寿磨(公認会計士)			
審議対象期間		令和2年1月1日～3月31日			
審議対象案件		197件 うち、1者応札案件 78件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件			
抽出案件		10件 うち、1者応札案件 6件 (抽出率 5%) (抽出率 8%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 %)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		3件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争		件
			工事希望型競争		件
			その他の指名競争		件
		随意契約		件	
	業務	一般競争		2件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型競争		件
			簡易公募型競争		件
			その他の指名競争		件
		随意契約	公募型プロポーザル		件
			簡易公募型プロポーザル		件
			標準型プロポーザル		件
			その他の随意契約		件
	物品・役務等	一般競争		4件 うち、1者応札案件 3件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争		件	
		随意契約(企画競争・公募)		件	
		随意契約(その他)		1件	
	(特記事項) 特になし				

各委員からの意見・質問 それに対する回答等	質問	回答
	<p>○抽出事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No.1については3回公告をして応札がなかったとの話であったが、3回目までと4回目で公告内容は変わっていないのか。 ・予定価格も高くなったのか。 ・ロットが大きい方が参加しやすいのか。 ・今回参加した業者は地元の事業者か。 ・今後は地域によってはまとめでの発注も増えるのか。 ・ある会社が、落札してはいるが、実際はほかの会社に丸投げしていて、表面上は請け負っているように見せているだけということがないようにモニタリング等はしていないのか。 ・誰でもできるようになるのであればA、B、Cの垣根の意味がなくなってしまうのではないか。将来工事に携わる人も減ってくる中で入札者が1者にならないように工夫をする必要がある。 ・No.8は不落随契であったが、予定価格の積算が低すぎたということはないのか。 ・今後予定価格を見直すことは考えられるのか。 ・3回不落となった原因はどう考えているのか。 ・1回不落になったら事業者は価格を見直すと思うがどうか。 普通3回入札をして落札できなかつたら、事業者としては受けないという判断をしてもおかしくないと思うが、むしろやってくれとお願いをしたということか。金額は変えてはいないようだが。一般企業の論理としては3回入札をして利益にならないと判断したのであれば取らないのが普通である。相手方に対して値段を上げてでもお願いをするのが普通ではないかと感じる。やってくれとお願いしているにもかかわらず金額は全く動かないのは、国と一般企業で上下関係があるように見えてしまう、それは望ましくないと感じる。 ・この事業はどのくらいの周期で行われるものなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3回目までは林道新設の1路線であった。4回目の公告では2路線と工事内容を変更し、ロットを大きくして、参加しやすいようにした。 ・元々は半分程度の4千万円未満であった。 ・熊本県内では震災後、市町村は国土強靱化予算もあり公共工事を多く発注している。それと比べて林野庁から出す工事は山奥など利便性が悪いところが多いので、魅力を出すうえでもロットを大きくして工事規模を大きくする工夫をしている。 ・どちらも熊本県の事業者である。 ・ロットの考え方を変更しないと不調が続く可能性があるため、そういった発注も考えていく必要がある。 ・契約後、受注者が下請業者と契約した場合は契約書の写しを提出させるなど確認をしている。また、下請業者へ丸投げ行為は建設業法で禁止されているところである。 ・施工能力があるか見定めるためにも企業へのランク付けは必要である。こちらが発注する事業規模に対して、資格を持っているか、施工実績があるかなど慎重に審査を行う必要がある。このように企業間に垣根を作って会社の実力をしっかり評価する必要がある。 ・予定価格は現場条件等を基に適切に積算している。不落随契についても相手方と協議をし、理解してもらったうえで契約を締結している。予定価格が低すぎたとは考えていない。 ・予定価格は適切であると考えている。林地の条件等により適切に積算している。 ・事業者の積算見積もりが高かったのではないかと考えている。 ・通常3回不落となれば再公告となるが、予算措置との関係で契約をする必要があったので協議に入った。署としても積算は問題ないという判断をしたということである。会社と現地までの距離や、林地の傾斜や林分の密度等の条件によっても金額は変わってくる。事業者としても、今回の価格で受けることが出来ないのであれば協議にも応じてもらえなかったのではないかと考える。 ・同じ箇所であれば5年後くらいになる。伐採計画等にもよる。

<ul style="list-style-type: none"> •No.9の監督業務の補助とはどういうことか。監督員自体も置いているのか。 •A、B、C、Dまで参加資格が広がっているが、価格としての等級はどうか。 •資格をAまで広げたのは経緯等があるのか。 •こういった発注は多いのか。 •No.1との関連もあり、そういったものを年度末に発注というのは危ないのではないか。 •この事業では、条件を二つ設定しているとあつたがどういうことか。 •結局1者しか応札者がいなかったが原因はあるのか。 •No.10の案件は、表2-3の79番や102番と似た業務だと思うが、落札率にばらつきがある。地区による違いがあるのか。あまりに金額が低い場合にはチェック等はしているのか。 •予定価格の積算は場所が違っていても似たり寄つたりの考え方になるのか。 •最低何頭とるとするのは決まっていないのか。 •頭数の確認はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> •工場の現場に監督員を置くことになっている。今回は熊本県内で菊池市にある熊本署の管轄であるが、現場は天草のため、署から行くと移動だけで半日かかる。常に行って帰っての往復がしにくいことから委託で監督業務を補っている状況である。 •Dランクである。 •過去に1者入札だったということもあり、間口を広げるといふ意図で等級を設定した。 •平成30年度に1件、令和元年度も1件と少なく、業務実績がない。間口を広げていてもなかなか応札してもらえていない状況である。 •令和元年度予算であり、繰越作業との関係もありギリギリのタイミングとなってしまった。 •今回同種業務として「現場技術業務委託」あるいは「測量コンサルタント業務」という設定をしていた。 •現場監督業務はそもそも少ない。どちらかの経験があれば可ということにしていたが、測量コンサルタントのみでも問題ないということがあまり伝わっていなかったようにも感じる。 •調査基準価格を設定しており、それより低ければチェック等をするようになる。 •路網に近いところに罾をはるという作業は現場によって大きく違いが出てくるということはない。ただ、入札参加者の積算は、雇用する従事者について企業内で社員として確保をしているか、地域の猟友会に事前にコンタクトをとって入札に参加するかの違いはあるため、それによっては労賃も変わるので金額の内訳については不透明であるが、それが価格差の一因にもなっていると考えている。 •目標頭数となっている。No.10は165頭という設定をしているが、委託事業であり設定にかかわらず契約期間中は捕獲してもらうことになっている。 •管轄署の監督員が必要に応じて確認をしている。
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>特になし</p>